

# マンスリー・トピックス

NO. 035

平成26年9月19日

## 最近の賃上げの動きと実質賃金の評価について

参事官（経済財政分析—総括担当）付 坂本 貴志 ※

吉田 陽一 ※

### 【概要】

- 1．本稿では、今年の賃上げの動向とその背景を分析するとともに、実質賃金をどのように評価すべきか検討を行った。
- 2．今年の名目賃金は、政労使の取組による効果や経常利益の増加を背景に多くの業種・規模の事業所で近年にない賃金引上げの動きが広がっていることが明らかになった。
- 3．賃金の長期的な動向をみると、1990年代後半以降、実質賃金の伸びが抑制されていたが、これは雇用をはじめとする3つの過剰の調整に加え、交易損失が拡大し海外に所得が漏出したことが大きい。
- 4．実質賃金を評価する際には、物価指標に消費者物価指数が用いられていることや雇用形態の変化が実質賃金に影響を与えていることに留意する必要がある。
- 5．足下の実質雇用者所得は、消費増税の影響により減少しているが、消費増税の影響による物価上昇を除いてみた実質雇用者所得は対前年比で増加しており、今後、経済の好循環の実現により、物価と賃金が継続的に上昇していくことが期待される。

---

\* 本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。

## 1. はじめに

昨年9月以来、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」が開催され、同年12月20日には政労使の共通認識が確認された。政労使で取りまとめられた共通認識において、景気回復の動きをデフレ脱却と経済再生へ確実につなげるためには、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環を実現することが必要であるという認識が確認され、賃金上昇に向けた取組などについても共通認識が醸成された。

本稿では、このような環境下で賃上げがどの程度の規模で実施されたのかを確認する。また、消費税増税により実質賃金に下押し圧力が働く中で、実質賃金をどのように評価するのが適切かを検討する。

## 2. 今年度の賃上げの動き

本章では、いわゆる基本給に相当する所定内給与と夏のボーナスを含む特別給与の動向を確認する。

### (1) 賃金引上げ率の動向

(政労使会議における共通認識の醸成の効果もあり、賃金引上げ率は15年ぶりの2%台)

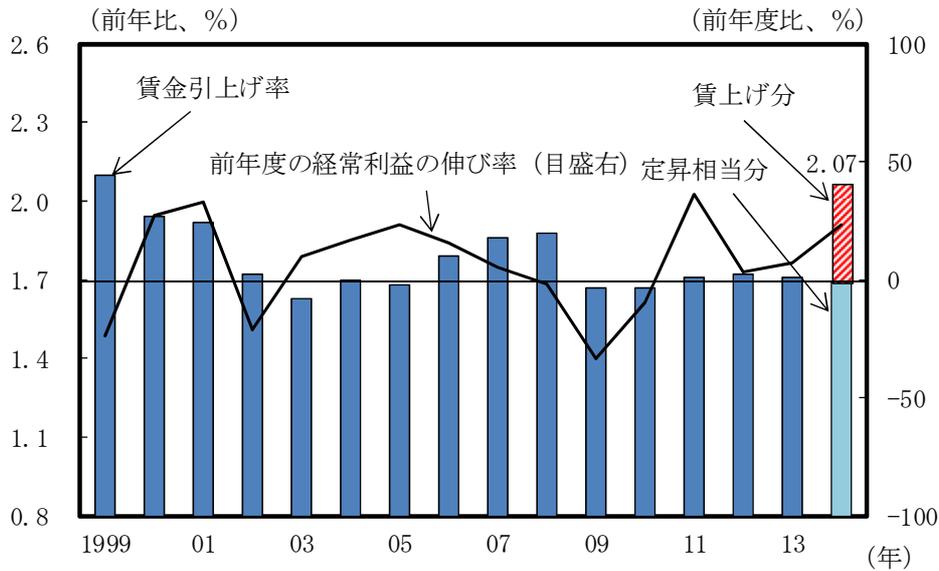
日本労働組合総連合会(以下「連合」という)「春季生活闘争」では、連合に所属する組合を対象に賃金の引上げ状況を毎年調査している。この調査によれば、今年の定期昇給を含む賃金引上げ率は2.07%となった。賃金引上げ率が2%を超えたのは1999年以来15年ぶりであり、近年にない賃金引上げの動きが力強く広がっていることが確認できる(図1)。賃金引上げ率には、定期昇給によって賃金が増える定期昇給分とベースアップなど賃金表の改定に伴い賃金が増える賃上げ分が含まれる。賃金引上げ率に占める定期昇給分と賃上げ分の内訳は今年から発表になっており、今年は賃上げ分が0.39%、定期昇給分が1.69%となっている。定期昇給分は大きく変動しない<sup>1</sup>ため、ベースアップを含む賃上げ分もここ15年で最高水準にあるものと考えられる。

賃上げの動きと経常利益の推移を比較すると、前年度の経常利益が増加している年は賃上げが行われやすい傾向があるが、今年は経常利益の増加率に比しても賃上げが高い水準で行われており、政労使における共通認識の醸成による効果が表れているものと考えられる。

---

<sup>1</sup> 労務行政研究所「モデル賃金・年収調査」によると、1999年度から2013年度までの定期昇給による賃上げ率は1.56~1.80%までの範囲で変動している。

図1 企業業績と賃上げ率の推移



- (備考) 1. 日本労働組合総連合会「春季生活闘争」、財務省「法人企業統計」により作成。  
 2. 賃上げ分と定昇相当分は2014年から調査を実施。  
 3. 2014年の定昇相当分の賃上げ率 (1.69%) を横線で表示している。

## (2) 所定内給与と特別給与の動向

### (今年の賃上げにより、一般労働者の所定内給与は0.4%程度増加)

連合調査では、近年にない賃金引上げの動きが広がっていたことが確認できたが、連合に所属する組合に属していない企業を含む毎月勤労統計調査 (以下「毎勤」という) でも同じ傾向が表れているのだろうか。

毎勤において所定内給与の動向を一般労働者 (以下「一般」という)、パート労働者 (以下「パート」という) の寄与に分けてみると、2014年4月以前は一般の所定内給与は対前年比でほぼ横ばい圏内の動きとなっていたが、それ以降ははっきりと上昇に転じていることが確認できる (図2)。今年7月の一般の所定内給与は対前年比0.6%増となっている。春闘は春先以降順次妥結していく<sup>2</sup>ため、徐々に賃上げの効果が統計に表れていくが、2013年度の動向を踏まえると7月時点で既におよそ9割の企業で今年の賃金水準が妥結され適用されているものと考えられる。

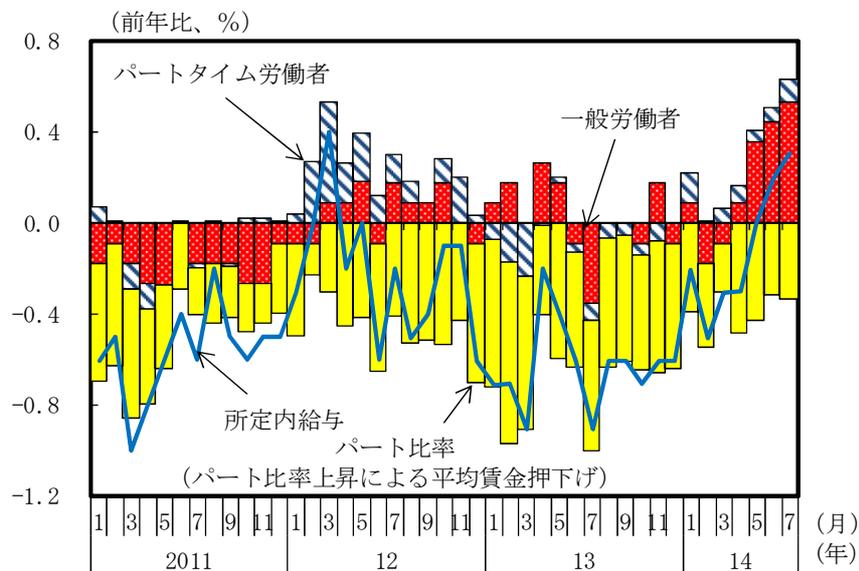
今年の7月以降は、昨年7月から今年3月まで多くの自治体で行われていた地方公務員給与削減の反動によって所定内給与の対前年比の伸びが上乘せされている。地方公務

<sup>2</sup> 厚生労働省「平成25年賃金引上げ等の実態に関する調査」によれば、平成25年度の改定後の賃金の初回支給時期は、5月15日まで:47.1%、6月15日まで:68.1%、7月15日まで:84.7%となっている。7月分の給与が改定後の賃金になっているものの、7月15日までにその支払いを終えていない企業もあると考えられるので、7月分の給与は9割近くの企業で改定後の賃金が適用されていると考えられる。なお、当該割合には、賃金交渉の結果、ベースアップ等が行われなかった企業も集計対象に含まれている。

員給与の削減により所定内給与の押下げは約 0.2%と推計している<sup>3</sup>。実際、今年の7月は、地方公務員が多く含まれる教育・学習支援業が一般の所定内給与を 0.2%押し上げており、地方公務員給与の影響が現れているものと考えられる（図3）。

7月はほとんどの企業で改定後の賃金が支給されていることや、2013年の一般の所定内給与が対前年比±0.0%と横ばいであったこと、地方公務員給与削減の反動の影響が約 0.2%あったことなどを踏まえると、今年の賃金引上げによって一般の毎月の所定内給与は 0.4%程度（1,200円程度）<sup>4</sup>引き上げられたものと考えられる。ベースアップを行った場合、基本給が増加することで残業代が増加し、ボーナスが増加する効果もあるため、これらを含め簡単に試算すれば、ベースアップ等による賃金引上げの効果は一般労働者、年収ベースで2万円程度になると推計される<sup>5</sup>。

図2 所定内給与の寄与度分解



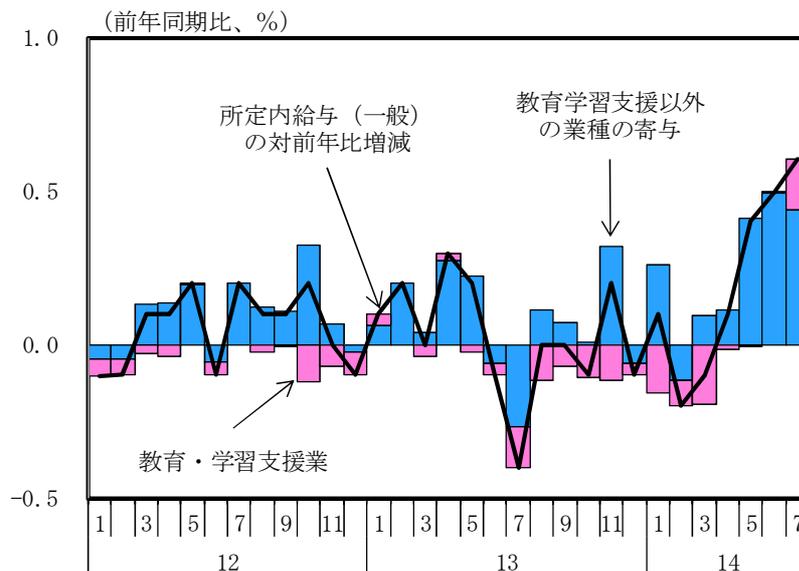
(備考) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

<sup>3</sup> 毎月勤労統計の調査対象に含まれる地方公務員（公立学校の教員など）の割合や、各自治体における給与引下げの状況などを勘案して試算したもの。

<sup>4</sup> 一般の所定内給与の対前年比（0.6%）から地方公務員給与削減の反動（約 0.2%）を引いた率（対前年比約 0.4%増）。

<sup>5</sup> 平成 25 年度の一般の現金給与総額が 404,976 円（月給ベース）であったため、404,976 円×0.4%×12 か月＝19,438 円が賃上げの効果と試算される。

図3 地方公務員給与削減の影響（教育・学習支援業の影響）



- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。  
 2. 全産業の一般労働者の所定内給与を業種別の寄与に分解し、地方公務員が多く含まれる教育・学習支援業とそれ以外の業種の寄与にわけて表示している。

### （多くの業種・規模の事業所で所定内給与と特別給与が増加）

政労使の共通認識の醸成による効果もあり、所定内給与は全体として増加していることがわかったが、どのような業種・規模の企業で賃金が増加しているのだろうか。以降では、業種別、規模別に所定内給与の動向をみていこう。

7月時点ではほとんどの企業で改定後の賃金が支給されていることから、7月の所定内給与をもとに今年の賃上げの結果を確認する。7月の所定内給与（一般）を業種別にみると、製造業などを中心に大きく増えている（図4）。情報通信業や生活関連サービス業など対前年比でやや減少している業種があるものの、全体としては対前年比0.6%の増加となっている。

規模別の7月の所定内給与（一般）をみると、昨年はいずれの規模においても対前年比で減少ないしは横ばいにとどまっていたが、今年は5～29人の規模の事業所以外では対前年比ではっきりと増加していることが窺われる<sup>6</sup>（図5）。

次に、今年の特別給与の支給状況を確認すると、6・7月の特別給与は全産業で前年比3.9%増と大幅に上昇している（図6）。業種別にみると、製造業や建設業を中心に大きく増加している。事業所規模別に特別給与の支給状況を見ると、5～29人の事業所以外では特別給与が大きく増加している（図7）。

<sup>6</sup>毎勤の5～29人の事業所については半年に1回の頻度で約3分の1のサンプルを入れ替える。そのため、5～29人の事業所ではサンプル変更による振れが大きいことには留意が必要である。

図4 7月の所定内給与の対前年比増減  
(一般、業種別)

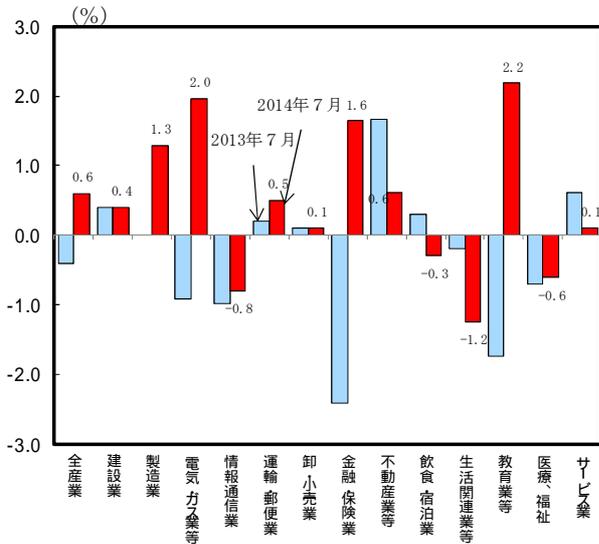
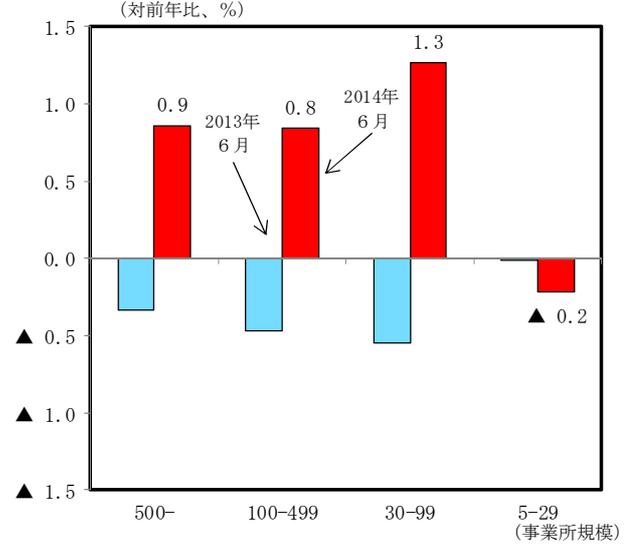


図5 7月の所定内給与の対前年比増減  
(一般、事業所規模別)



(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。  
2. 業種・規模別の所定内給与は、業種・規模別のパート比率の動向に大きく影響を受けるため、一般労働者のみの所定内給与で記載している。

図6 6・7月の特別給与の対前年比増減  
(業種別)

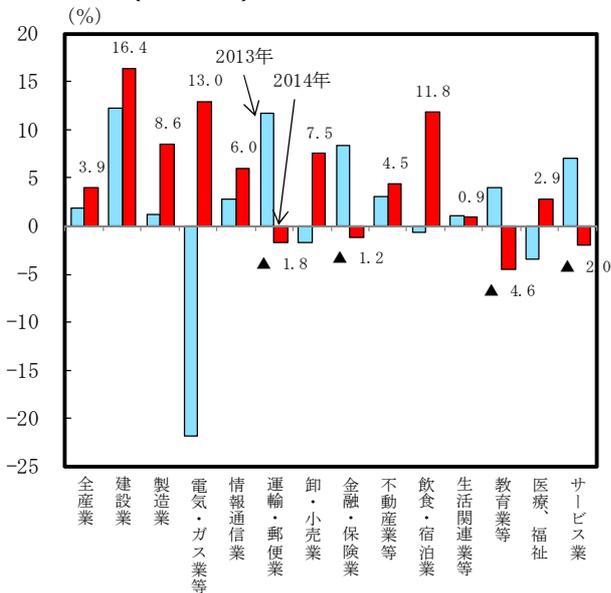
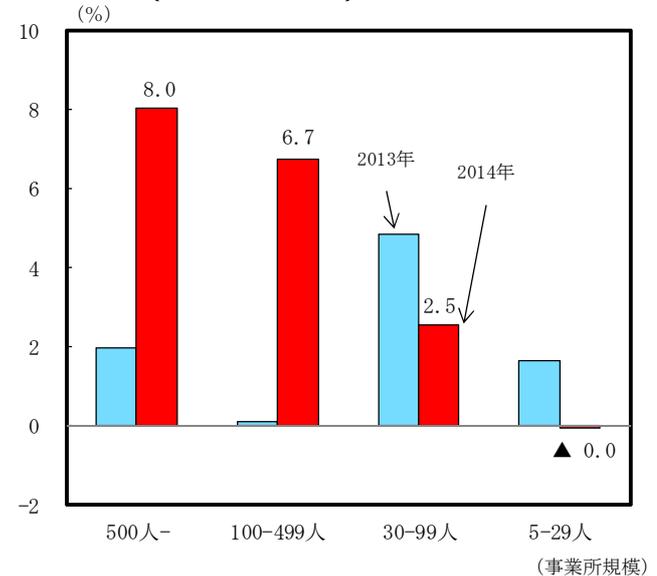


図7 6・7月の特別給与の対前年比増減  
(事業所規模別)



(備考) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

(長期的な海外収益の増加もあって、企業業績が向上したことで賃金が増加)

今年は、多くの業種・規模の事業所で賃金を大きく増加させていることがわかったが、この背景として企業収益の状況を確認する。

当該年度の賃金は前年度の経常利益と相関すると考えられる。2013年度の経常利益は全産業で前年比 23.1%と大きく増加している(図8)。また、経常利益を業種別に確認

すると、電気ガス業など減益となった業種もあるが、多くの業種において対前年比で増益となっている。特に建設業や製造業、不動産業などが大幅な伸びとなっており、概ね経常利益の増加幅が大きかった企業で賃金の上昇が大きかったことが確認できる。資本金規模別にみると1千万円以上の企業は大幅な増益となっているが、1千万円未満の企業では若干の減益となっている（図9）。

2013年度の経常利益の内訳<sup>7</sup>をみると、2013年度は営業利益が約52兆円と前年度から大きく増加している（図10）。また、やや長い目でみれば、リーマンショック前の景気拡張期と比較すると、2006年には営業利益が約56兆円であり、営業利益の水準としてはリーマンショック前の水準までは到達していない。

一方、受取純利息（受取利息等から支払利息等を控除したもの）の寄与は2012年度にプラスに転じた後2013年度も対前年比で大きく増加するなど、営業外損益は長期的に改善を続けている。このため、2013年度の経常利益は約62兆円とリーマンショック前の景気拡張期の最大の水準を上回る水準となった。

受取純利息の増加の背景には、低金利等を背景とする支払利息の減少に加えて、海外直接投資の拡大に伴い、海外子会社からの配当金が増加してきたことの影響が大きい。こうした趨勢的な収益の増加は、長い目で見て、我が国の労働者に対する分配の原資を拡大させているものと評価できる。

以上から、特に大企業や建設業、製造業などを中心に、業績の改善と賃金水準の引上げが共に進んでいることがわかった。また、それ以外の多くの業種・規模の企業でも業績の改善を通じた賃金水準の引上げが行われていることも確認された。企業収益の改善が、賃金の上昇につながるという、経済の好循環が実現したと考えられる。

---

<sup>7</sup> 財務省「法人企業統計季報」から、四半期ごとの収益を合計して年度の収益を算出している。

図8 経常利益の対前年比増減(業種別)

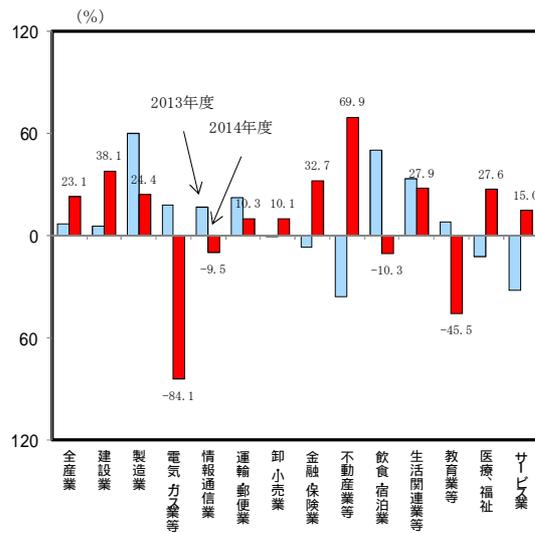
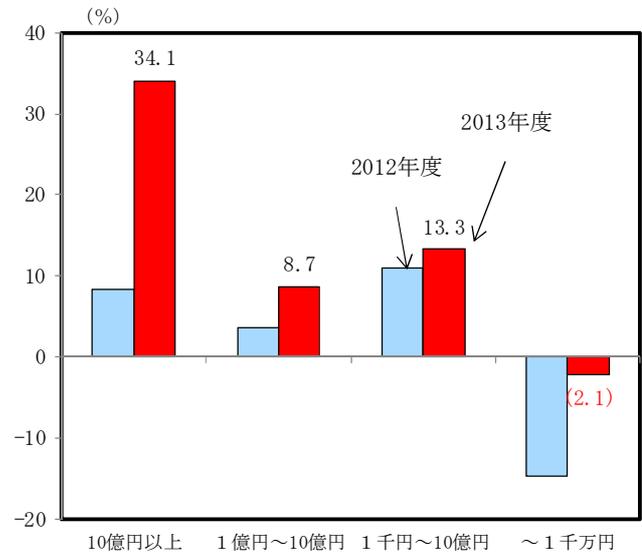
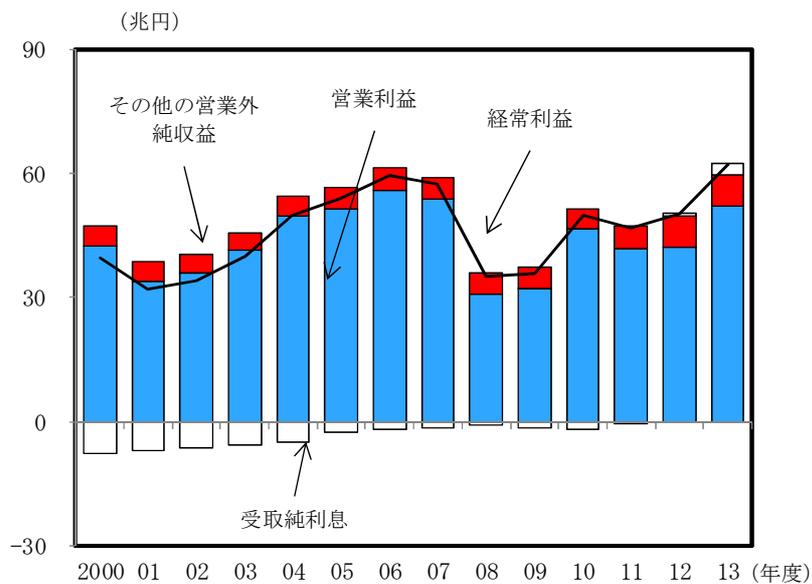


図9 経常利益の対前年比増減(資本金規模別)



(備考) 1. 財務省「法人企業統計年報」により作成。  
 2. 図8については、全規模の経常利益の対前年比の増減。  
 (資本金規模)

図10 経常利益の推移



(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。  
 2. 全規模の経常利益の対前年比の増減。  
 3. 四半期ごとの経常利益を合計し、年度ごとの経常利益を算出している。

### 3．賃金の長期的な動向

前章では、連合調査や毎勤などから今年の賃金の動向を分析し、近年にない賃金引上げの動きが広がっていることが確認された。ここでは、長期的な賃金の動向を概観し、近年賃金が伸び悩んだ背景を確認する。

#### （1990年代後半以降、交易損失の拡大などを通じて実質賃金は抑制）

実質賃金と実質労働生産性の推移をみると、1990年代後半以降物価が継続的に下落していたこともあって、実質労働生産性は堅調に上昇してきた（図11）。しかしながら、実質賃金は1990年代後半以降概ね横ばい圏内で推移している。

まず、実質賃金が実質労働生産性に比して抑制されているのは、1990年代後半以降、雇用・設備・債務の3つの過剰が顕在化しており、これらを調整する過程で賃金の調整が行われたことが影響しているものと考えられる<sup>8</sup>。加えて、交易損失の拡大も実質国内総所得（GNI）の抑制を通じて賃金の伸びの低下につながったものと考えられる。

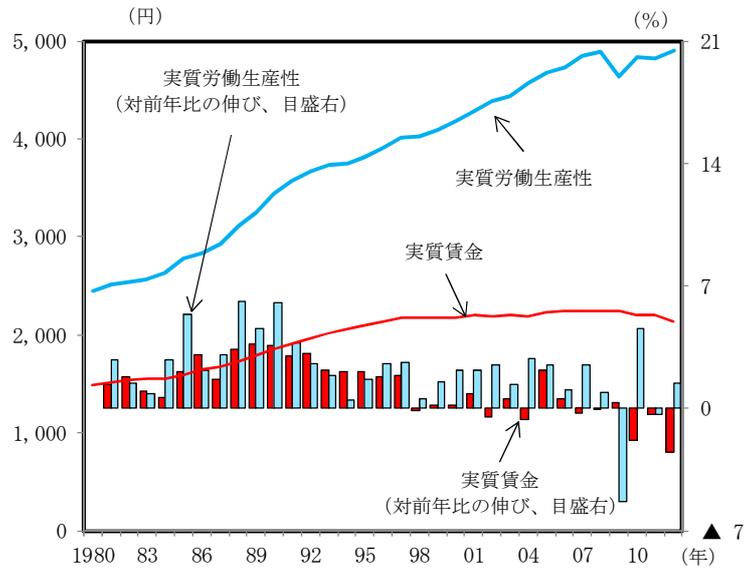
ここで、2000年以降の実質GDPと実質GNIの乖離を確認してみよう（図12）。実質GNIは、実質GDPに海外からの所得の純受取と交易利得（損失）を加えたものであるが、長期的にみると、実質GNIは実質GDPに比べて伸びが小さい。その要因をみると、海外からの所得の純受取が大幅に増加する一方で、交易損失が2000年央に純損失に転じ、足下にかけてその金額が大幅に拡大している。2014年第2四半期時点では、海外からの所得の純受取りが約18兆円あるものの約22兆円の交易損失が発生しており、結果として実質GNIが実質GDPを下回っている。

上記のような交易条件の悪化（交易損失の拡大）の背景には、原油・原材料価格の上昇などが挙げられる。実際に、リーマンショック直後には、原油等の価格下落から交易利得は一時的に改善したものの、その後は、世界的な景気拡大等を受けた価格上昇から、再び交易損失が大きく拡大している。以上のことから、1990年代後半以降に実質賃金が伸び悩んだ要因としては、当初は雇用の過剰の調整が図られた面が大きいものの、趨勢的には、交易損失が拡大し海外に所得が漏出したことが大きい。

---

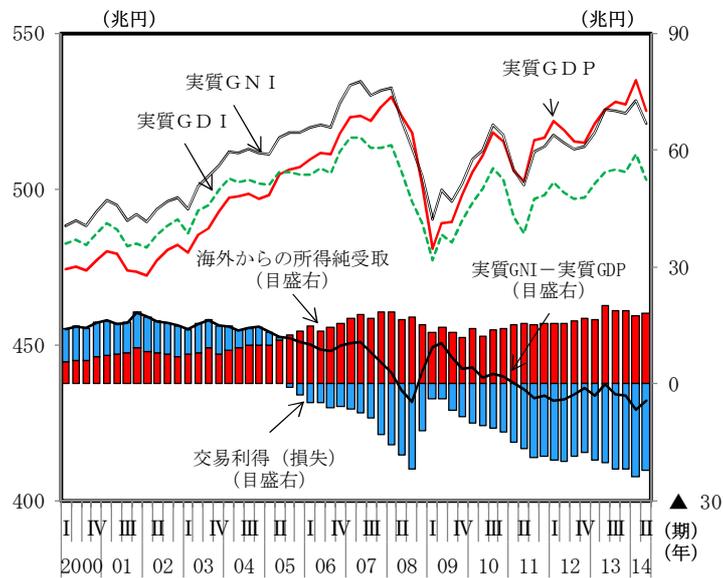
<sup>8</sup> 内閣府政策統括官（2013）によると、2003～2004年頃までは、実質賃金が実質労働生産性に見合った水準よりも高い状態にあったが、その後は同水準を下回る水準に下落しており、同時期に賃金の調整が行われた可能性を示している。また、実質労働生産性はGDPデフレーターを用いて算出している一方で、実質賃金は特に家計の購買力をみる観点もあり、GDPデフレーターではなく家計最終消費支出デフレーターを用いている点には留意する必要がある。両者の差は概ね交易条件と考えられる。

図 11 労働生産性と賃金の推移（実質、マンアワーベース）



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計」により作成。  
 2. 実質労働生産性 = {実質GDP / (就業者数 × 一人当たり総労働時間数)} / 家計最終消費支出デフレーター (除く帰属家賃及びFISIM)  
 3. 実質賃金は、現金給与総額を家計最終消費支出デフレーターで除して算出。

図 12 交易利得（損失）の推移



(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

## 4．実質賃金の評価について

3章では1990年代後半以降、過剰雇用の調整や交易条件の悪化などにより実質賃金が抑制されてきたことを確認した。3章では実質賃金の長期推移をマンアワーベースの現金給与総額を家計最終消費支出デフレーターで除したものでみたが、実質賃金は様々な捉え方があり、それに応じてその推移も大きく異なる。ここでは、実質賃金の動向を評価する際にどのような指標をみればよいか、実質賃金に用いられているデフレーターの特徴を踏まえて検討する。

### (1) 実質賃金の算出に用いられているデフレーターとその特徴

(単身世帯を除いてウエイトが算出されている消費者物価指数は上昇する傾向が強い)

一人当たり実質賃金は、毎勤で公表されており、一人当たり現金給与総額を消費者物価指数（帰属家賃除く総合）で除して算出される。一方で、全雇用者に対して支払われる報酬の総額を実質化した実質雇用者報酬は、内閣府「国民経済計算」（以下「SNA」という）で公表されており、用いられているデフレーターは家計最終消費支出デフレーター（除く帰属家賃及びFISIM）となっている。

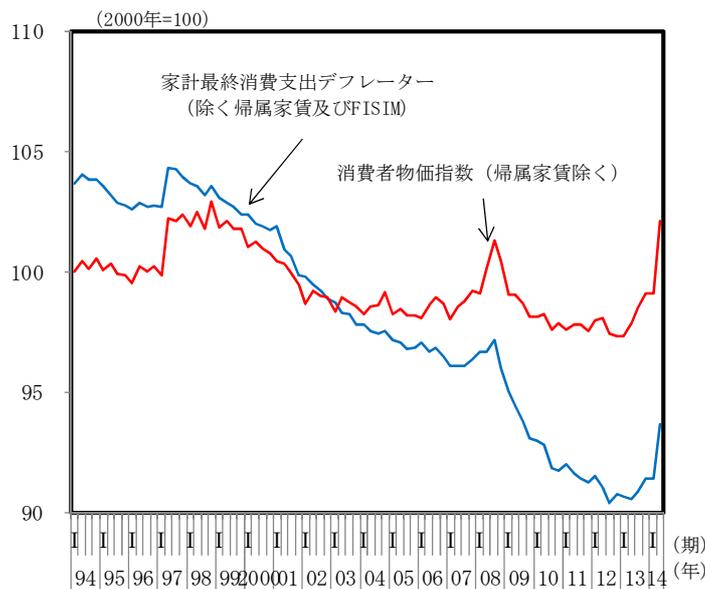
以上のように毎勤とSNAでは用いる物価指標が異なるが、消費者物価指数と家計最終消費支出デフレーターにはどのような特徴があるのだろうか。まず、それぞれのデフレーターの推移を比べてみると、家計最終消費支出デフレーターの方が低めに出やすいことがわかる（図13）。消費者物価指数は、2000年以降2012年までは小幅な低下にとどまっている一方で、同期間に家計最終消費支出デフレーターは継続的に下落を続けており、約1割減少している。

2つのデフレーターに乖離が出る主な要因としては、内閣府経済社会総合研究所によると、①品目のウエイトの算出の仕方が異なること、②指数算式が異なることが指摘されている<sup>9</sup>。さらに、このうち特に品目のウエイトの取り方による影響が大きいとされている。

消費者物価指数は2人以上世帯の消費額に基づいてウエイトを算出しているが、家計最終消費支出デフレーターは単身世帯を含む全世帯の消費額をベースとしてウエイトを算出している。比較的若い単身世帯が多く消費をしているICT関連商品は技術革新による価格の下落が大きいため、ウエイトの算出の際に単身世帯を除いている消費者物価指数は、家計最終消費支出デフレーターよりも高めになりやすいとみられる。このように、世帯属性の違いによる消費支出構成の違いや、各品目の物価動向の違いを受けて、2つのデフレーターが異なる水準や動きとなることに留意が必要である。

<sup>9</sup>土肥原洋・増淵勝彦・丸山雅章・長谷川秀司（2006）。

図 13 消費者物価指数と家計最終消費支出デフレーターの推移



(備考) 内閣府「国民経済計算」、総務省「消費者物価指数」により作成。

## (2) 実質賃金と実質雇用者所得の推移

### (デフレーターの違いにより実質賃金や実質雇用者所得の値は大きく異なる)

消費者物価指数と家計最終消費支出デフレーターの違いをみてきたが、結果としてそれぞれのデフレーターで実質化した賃金はどのような推移になるのだろうか。

まず毎勤から公表されている消費者物価指数で除した実質賃金（一人当たり）と、家計最終消費支出デフレーターで除した実質賃金を算出し比較を行った（図 14）。毎勤の実質賃金は、2000 年以降継続的に下落し、2014 年までに実質賃金がおおよそ 1 割減少している。一方で、家計最終消費支出デフレーターで除した実質賃金は、2000 年から 2014 年に亘り概ね横ばい圏内で推移している。

次に、一人当たり賃金だけでなく、労働者数<sup>10</sup>も勘案した実質雇用者所得の推移を確認する（図 15）。こちらについても、上記の実質賃金の結果から当然のことであるが、消費者物価指数で除した実質雇用者所得が、家計最終消費支出デフレーターを用いたものよりも、大きく下落している。ここで、SNAの実質雇用者報酬<sup>11</sup>と比べてみると、長い目でみれば、家計最終消費支出デフレーターを用いた実質雇用者所得が最も沿ったものとなっている。

なお、労働者数として、毎勤の常用雇用者数を用いて実質雇用者所得を算出すると、SNAの実質雇用者報酬と比べて、長期的にみた水準が異なっている。SNAの実質雇

<sup>10</sup> ここでは、労働者数として、総務省「労働力調査」における非農林雇用者数を用いている。我が国の労働者数を月次で捕捉するものとしては、他に厚生労働省「毎月勤労統計」の常用雇用者数もあるが、これを用いた場合の留意点については後述する。

<sup>11</sup> 家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及び FISIM)デフレーターで除して算出されている。

用者報酬は、例えば地方公務員給与については「地方公務員給与の実態」などから算出するなど業種ごとに細かく分類して算出しているものであるが、毎勤を用いた実質雇用者所得では、毎勤に公務員が含まれない<sup>12</sup>ほか、5人未満の事業所に勤める雇用者が漏れてしまうためと考えられる。

以上から、デフレーターに消費者物価指数を採用するか、家計最終消費支出デフレーターを採用するかで、実質賃金や実質雇用者所得の値はそれぞれ大きく変わることがわかる。

図 14 実質賃金（一人当たり）の比較

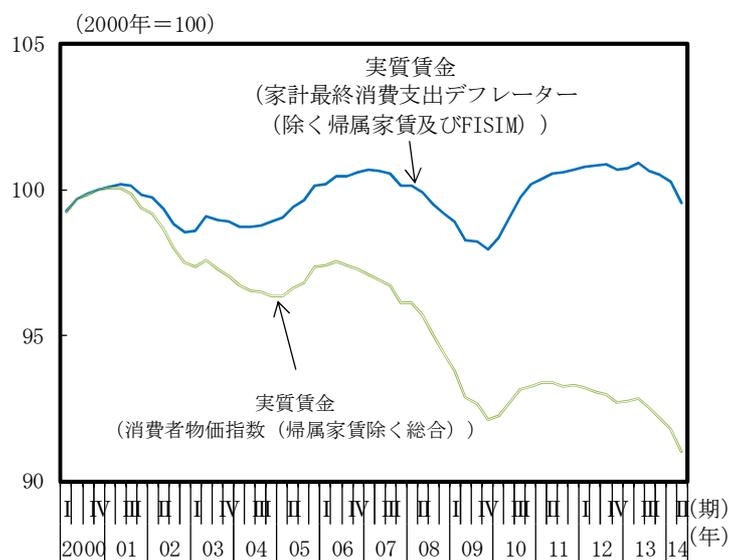
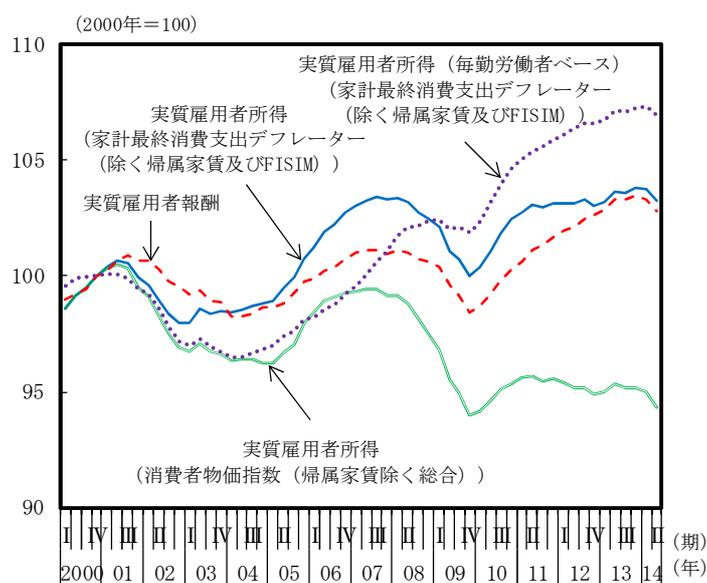


図 15 実質雇用者所得（報酬）の比較



<sup>12</sup> 一部、公立学校の教師などは含まれている。

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指数」により作成。
2. 実質雇用者所得については、毎月労働者ベースは現金給与総額に毎勤の常用雇用者数を乗じることで算出。その他のものは現金給与総額に労調の雇用者数を乗じて算出している。

### (3) 実質賃金の評価について

#### (実質賃金を評価するにはいくつかの留意が必要)

デフレーターの違いが実質賃金と実質雇用者所得の水準に大きく影響することを確認した。実質的な所得の動向を議論する際には、どの指標を基に議論を行うことが適当であろうか。

デフレーターについては、品目のウエイトの算出の際に、消費者物価指数は2人以上世帯の消費額を用いているのに対し、家計最終消費支出デフレーターは概念上1人世帯の消費も含むこととされている。現金給与総額は1人世帯も調査対象とされていることや1人世帯が多く消費するICT関連商品などの価格下落が大きかったという点を踏まえると、これまでのところ、家計最終消費支出デフレーターを用いたものが、国民の実質的な所得をうまく評価できてきた可能性がある。また、雇用者数を勘案した雇用者所得をみると、家計最終消費支出デフレーターを用いたものが、SNAの雇用者報酬の長期的な推移と沿ったものとなっている。

ただし、家計最終消費支出デフレーターは四半期ごとに作成されているものであるため、月次で公表されている毎勤について家計最終消費支出デフレーターで実質賃金を評価することは技術的に難しい。こうした中で、毎月公表されている消費者物価指数をデフレーターとして用いる意義もあると考えられるが、算出される実質賃金の評価に当たっては、家計最終消費支出デフレーターとの違いに留意することが必要である。

さらに、デフレーターの如何にかかわらず、実質賃金(一人当たり)の評価に関連して、近年の雇用形態の多様化の影響についても指摘しておきたい。すなわち、個々の労働者に着目すれば、雇用者数が増加したところでその個人の所得が増えなければ賃金が増加した実感は得られない。この観点から、雇用者数の増減を含めない一人当たり実質賃金の動向は、労働者の雇用形態が大きく変わらないことを前提とすれば、個々の労働者の賃金の変動の実感に近いという特徴がある。

しかしながら、近年、働き方の多様化により、パートタイム労働者や非正規労働者が大きく増加している。これは従来正規労働者として働いていた者が非正規労働者として働いているという要因も一定程度あるが、フルタイムの正規労働者が大半という雇用形態が硬直的であった時代には働き口が見つからなかったであろう女性や高齢の労働者が、働き方の柔軟化によって労働市場に参入した影響も大きい。こうした雇用形態の変化は、相対的に一人当たり賃金の低い労働者数の割合を増やすため、一人当たり賃金の全体平均を押し下げてしまう。このような効果に留意した上で、労働者ひとりひとりの賃金の評価を行っていくことが求められる。

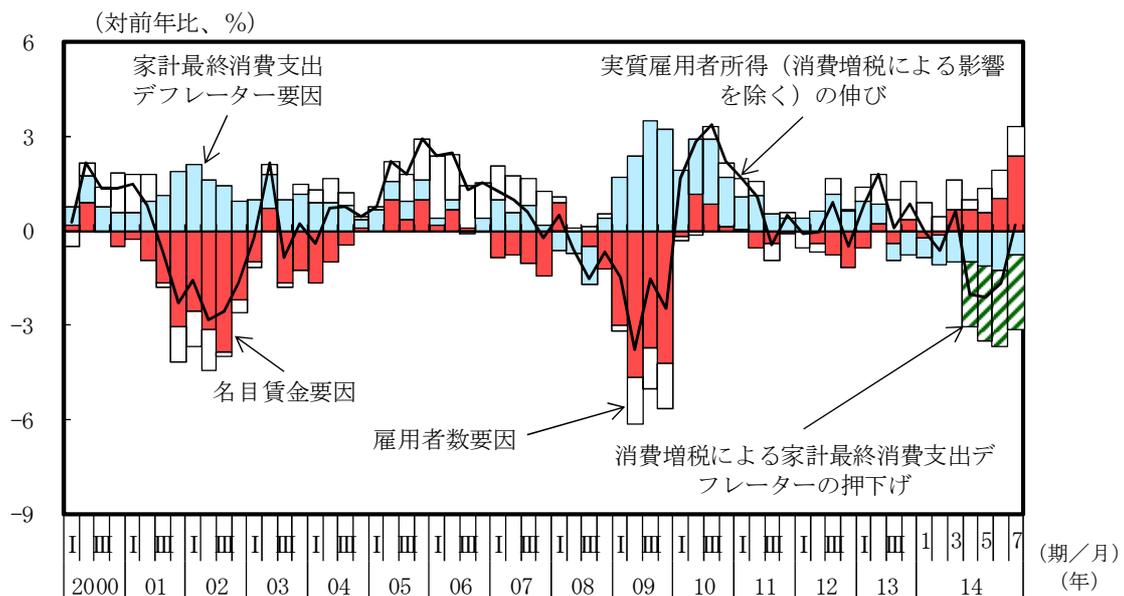
#### (4) 足下の実質雇用者所得の推移

(実質雇用者所得は消費増税の影響があるものの、基調としては増加している)

足下では実質雇用者所得はどのように推移しているのか。現金給与総額に非農林雇用者数を乗じ、家計最終消費支出デフレーター（除く帰属家賃及びFISIM）で除した実質雇用者所得は、足下では消費増税の影響もあり対前年比で減少している（図16）。しかしながら、対前年比の推移をみていくと4月と5月に大きく減少した後持ち直しの動きがみられている。消費増税の実質賃金の押下げ効果は大きいですが、消費増税の影響自体は一度限りであり、経済の好循環により賃金が継続的に上昇していく環境が実現できれば、徐々に実質雇用者所得の減少幅が縮小していくことになる。

実際に消費増税を除く実質雇用者所得の状況を見ると、4月以降家計最終消費支出デフレーターが緩やかに上昇する一方で、名目賃金がそれを上回るスピードで増加している。今後は経済の好循環の実現により、物価と賃金が継続的に上昇していくことが期待される。

図16 実質雇用者所得の推移



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指数」により作成。  
 2. 消費増税による物価への影響は、消費者物価指数で算出した推計値をそのまま利用した粗い試算値。

## 5 . おわりに

本稿では、今年の賃上げの動向とその背景を分析するとともに、実質賃金をどのように評価すべきか検討を行った。結論としては、今年に入ってから賃金の動向をみると近年にない賃上げの動きが広がっていることが窺えた。また、実質賃金については、デフレーターの違いや雇用形態の変化が一人当たり賃金に与える影響に留意しつつ評価する必要があることを確認した。

今後、継続的に賃金を上昇させていくためには、引き続き企業収益の増加を雇用者に分配していくことが必要である。このためには、政労使の取組とともに、企業収益を高めていく取組も必要となる。企業の国内における生産性の向上の他、交易利得の改善、海外投資の収益性の向上などを通じて所得を国内に還流させる取組を行い、国民所得を向上させることが重要である。

今後は、所得を国内に還流させる環境が実現するかどうか国民所得向上の鍵を握っている。

### ( 参考文献 )

日本労働組合総連合会 「2014 年春季生活闘争」

労務行政研究所 (2013) 「2013 年度モデル賃金・年収調査」

土肥原洋・増淵勝彦・丸山雅章・長谷川秀司 (2006) 「国民経済計算から見た日本経済の新動向」  
内閣府経済社会総合研究所

内閣府政策統括官 (経済財政分析担当) (2013) 「日本経済 2013-2014 ―デフレ脱却への闘い、次なるステージへ―」

内閣府 (2014) 「平成 26 年度 年次経済財政報告」

坂本貴志・村上嘉隆・権田直 (2013) 「賃金の動向について―最近の所定内給与・特別給与の変化―」 マンスリートピックス No. 23 (2013) 内閣府

([http://www5.cao.go.jp/keizai3/monthly\\_topics/2013/0913/topics\\_023.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai3/monthly_topics/2013/0913/topics_023.pdf))